

議員提出議案第一号

箕面市議会委員会条例改正の件

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年三月十八日提出

箕面市議会議員 桃山 悟

同 高橋 竜馬

同 金森 いずみ

同 吉田 栄美子

同 楠 政則

同 中西 智子

同 藤田 貴支

箕面市条例第 号

箕面市議会委員会条例の一部を改正する条例

箕面市議会委員会条例（昭和三十四年箕面市条例第十四条）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「市政統括」を「企画部」に改め、同号中ハを削り、同号ニ中「会計室」を「会計課」に改め、ニをハとし、ホからチまでをニからトまでとし、同項第三号ロ中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号ハ中「市立病院管理部」を「健康医療部」に改め、同項第四号イ中「みどりまちづくり部」を「都市計画部」に改め、同号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、同号にロとして次のように加える。

ロ 都市整備部の所掌に属する事項

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

市長の権限に属する事務を分掌する組織を再編することに伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。